

☆☆ 平成 28 年度鹿児島労働局行政運営方針 ☆☆

— あらまし (労働基準関係) —

鹿児島労働局は、平成 28 年度の労働行政の運営にあたって、管内状況から鹿児島労働局として力点をおいて取り組むべき事項を「平成 28 年度鹿児島労働局運営方針」として、次のとおり取りまとめました。

《働く者の権利を守るために》

○ 働き過ぎ防止に向けた取組の推進

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、労働時間管理、健康管理に関する窓口指導、監督指導等を実施します。特に、時間外労働時間数が 1 か月当たり 100 時間を超えていると考えられる事業場や過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を徹底します。

○ 労働条件の確保・改善対策

労働基準関係法令の周知・徹底を図り、問題が懸念される事案等についての的確な監督指導等を迅速に実施し、重大又は悪質な事案に対しては厳正に対処します。

○ 最低賃金制度の適切な運営

鹿児島県で適用される最低賃金の周知・徹底とその着実な履行確保に取り組みます。

○ 労働災害の防止

災害が多発している業種及び事故の型に着目して、労働災害防止団体や業界団体との連携等により、具体的な災害防止対策の指導やリスクアセスメントの実施促進を図ります。

○ 職場における健康確保

化学物質を取り扱うすべての事業者に対して、化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報 (SDS) 交付義務対象物質のラベル表示及び取り扱う際のリスクアセスメントの実施が義務化されることを踏まえ、制度の周知と関係法令順守の徹底を図ります。また、平成 27 年 12 月 1 日から施行となったストレスチェック制度の周知徹底を図りつつ、メンタルヘルス対策の普及を促進します。

○ 労災保険給付の迅速・適正な処理

迅速・適正な補償・救済の的確な実施について、今後とも取り組みます。

《労働保険料等の適正な徴収》

適正な保険料の申告・納付が行われるよう、事業主、事業主団体等に対する周知・広報に努め、労働保険未手続事業場の把握、加入指導による未手続事業の一掃に取り組みます。

引き続き、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

☆☆ 平成 27 年の休業 4 日以上死傷者数は 87 人 ☆☆

— 対前年比 7 人 (8.75%) 増加 —

名瀬労働基準監督署管内において、平成 27 年に発生した労働災害のうち 4 日以上休業した労働者の数は前年より 7 人多い 87 人となりました。詳細な内訳等については、次号に掲載する予定です。

また、平成 28 年 3 月末 (速報値) は、前年の 19 人に対して 12 人多い (約 61% 増) 31 人となっており、中でも第三次産業で 5 人、貨物取扱業で 4 人、林業で 3 人が各々前年より増加しています。

当署では、今年度も従来に引き続き、業種横断的な重点的取組となる転倒災害及び交通労働災害の防止対策をはじめ、災害多発業種である第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業における災害防止に努めることとしています。

各団体におかれても引き続き、災害防止につきまして、ご理解とご協力及び傘下事業場への周知・啓発をよろしくお願いいたします。

平成 28 年度の労働保険の年度更新の手続期間は、6 月 1 日～7 月 11 日です。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善には是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
■労働災害統計 ■災害事例
■リスクアセスメントの実施支援システム
■化学物質 ■免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ (http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html) に掲載しています。

労基署
だより

第 96 号
H28. 4. 26

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)



鹿児島県の最低賃金

1 時間 694 円

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ar/rev0/0109/9467/2015-0911-1.pdf>

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不
払残業などのご相談
を夜間・土日に無料
でお受けします。
はいい らうどう
0120-811-610

働く人の
メンタルヘルス
ポータルサイト

「こころの耳」

(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令
各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)